

令和 3 年度 外部評価（行政評価委員会）実施案

1 令和 3 年度外部評価の概要

(1) 評価の位置づけと目的

札幌市自治基本条例、札幌市行政評価実施要綱に基づく外部評価として、行政評価の客観性及び信頼性を確保するため、札幌市行政評価委員会による評価を実施する。

＜（抜粋）札幌市自治基本条例 第 19 条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。＞

(2) 外部評価の一部休止について

新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を受け、札幌市では保健所機能を最大限に高める緊急対応体制の構築が急務であり、感染症対応に関する業務を最優先とした行政運営を行っている（詳細別紙）。

こうした状況に鑑み、令和 3 年度の外部評価の取扱を以下のとおりとする。（札幌市行政評価実施要綱第 8 条の規定に基づく。）

ア 施策・事業評価の一部休止

令和 2 年度事業を対象とした施策・事業の外部評価を休止する。

（※事業所管部局が自ら事業の振り返り・評価を行う内部評価は令和 3 年度も従前どおり実施。）

イ 市民参加の取組の中止

令和 3 年度においては、市民参加ワークショップなど市民参加の取組について中止する。

(3) 過年度の行政評価委員会で指摘を受けた施策・事業のフォローアップについて

過年度に指摘を受けた施策・事業のフォローアップについては、以下のとおり実施する。

項目	対象事業数	報告スケジュール
令和 2 年度指摘事項に対する改善・見直しの検討状況	7 事業	- 令和 3 年度第 1 回行政評価委員会において、取組の方向性について報告 - 令和 4 年度に取組結果を報告（予定）
令和元年度指摘事項に対する改善・見直しの取組結果	5 事業	令和 3 年度第 2 回行政評価委員会において、取組結果を報告予定
平成 30 年度指摘事項に対する改善・見直しの取組結果	2 事業（※）	令和 3 年度第 2 回行政評価委員会において、取組結果を報告予定

※令和 2 年度時点で継続フォローアップが必要と判断された 2 事業

2 行政評価制度の在り方検討に係るヒアリングについて

札幌市の行政評価制度については、平成 11 年度に開始され、平成 18 年度からは、札幌市自治基本条例に位置付けられ、内部評価及び外部評価を有する現在の仕組みを運用している。

近年、行政評価制度を導入する自治体では、特に内部評価において、評価の仕組みが硬直化し、行政経営のマネジメントツールとしての活用が不十分な状況等が認識されるようになり、札幌市においても、制度の在り方について検討を要する時期にある。

今後、行政評価をより効果的に活用していくため、令和 3 年度に制度の在り方に関する調査検討（本市制度の課題等の把握、有識者ヒアリング、他自治体事例調査、EBPM 活用検討等）の実施を検討している。

令和 3 年度の行政評価委員会において、委員ヒアリング、調査検討業務の報告を行うことを予定。

3 実施スケジュール（案）

時期	令和 3 年度予定	
6 月	○第 1 回委員会：6 月 24 日 ・令和 2 年度指摘事項に対する検討状況の報告	○行政評価制度の在り方に関する調査検討業務 ・事業者の選定（7 月頃想定） ・調査開始（8 月頃想定） ・中間報告（12 月頃想定） ・結果報告（3 月頃想定）
7 月		
8 月		
9 月	○第 2 回委員会：9～10 月頃（想定） ・令和元年度・平成 30 年度指摘事項に対する取組結果の報告 ・行政評価制度の在り方に関する調査検討業務 行政評価委員へのヒアリング	
10 月		
11 月		
12 月		
1 月		
2 月	○第 3 回委員会：2～3 月頃（想定） ・行政評価制度の在り方に関する調査検討業務 結果概要報告	
3 月		

※新型コロナウイルス感染症の影響により変更の可能性あり

（参考）新型コロナウイルス感染症対策の体制強化のための業務の縮小等について

1 保健所体制強化の内容

令和3年5月13日付け第16回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議における「市民の命や健康を守るために、保健所機能を最大限に高める緊急即応体制の構築が急務であることから、各局区は感染症対策に関する業務を最優先とすること」との本部長指示を受け、各局区において以下の対応を実施。

- ・一部業務の縮小などにより、区役所をはじめ本庁、市税事務所からの応援職員を大幅増員
- ・「新型コロナウイルス感染症対策室」を全区に新設
- ・保健所における各種調査の体制増強及び今後の感染拡大に備え、最大で従来の約3倍（約350人⇒約1,000人規模）に職員を増員

2 上記1に伴う、業務の縮小等について

- ・市役所や区役所、市税事務所の窓口などの業務を一部縮小（窓口数の減、乳幼児健診の停止、地域の交流事業の延期等）
- ・各種計画策定等の全庁的な検討の延期
- ・定期内部監査等の中止
- ・感染症対策業務や日常生活の維持に欠かせない仕事を除き、時差出勤やテレワークなどを活用した接触機会の低減の徹底

（令和3年5月時点）